

令和7年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和7年12月11日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年12月11日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和7年12月11日 12時07分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	向出 健	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	由本好史	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	会計管理者	石原千明	○	
	参 事 兼 希望のまち 推進課長 事務取扱	田中邦男	○	税 住 民 長 課 長	草水英行	○	
	参 事	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	総務財政課 担当課長	吉田和秀	○	人権啓発 課 長	増田紀子	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	7 番	由 本 好 史		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和7年第4回笠置町議会会議録

令和7年12月11日～令和7年12月23日 会期13日間

議 事 日 程 (第1号)

令和7年12月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第49号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第5 議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件
- 第6 議案第51号 笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 第7 議案第52号 笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第8 議案第53号 笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第9 議案第54号 笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第10 議案第55号 笠置町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第11 議案第56号 笠置町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第12 議案第57号 相楽中部消防組合同規約一部改正の件
- 第13 議案第58号 令和7年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件
- 第14 議案第59号 令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件
- 第15 議案第60号 令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第16 議案第61号 令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

12月を迎え、いよいよ今年も残すところあと20日となりました。寒さも厳しくなりますので、しっかりと体調管理をしていただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに令和7年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をするよう御留意いただき、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御協力をお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） ただいまから、令和7年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、由本好史議員及び1番、向出健議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いを申し上げます。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月23日までの13日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月23日までの13日間と決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

10月16日、水害から国民の生命、財産を守り、安全で快適な生活環境の確保を図るために、各府県の総意を集結して治水事業の推進を図るため、近畿治水大会が滋賀県大津市で

開催され、由本総合常任委員長と共に出席をいたしました。

10月20日、京都市内におきまして、京都府市町村振興協会主催の令和7年度市町村議会委員長研修会が開催され、山本勝喜議会運営委員長と由本総合常任委員長と共に出席をいたしました。全国市議会議長会、本橋謙治次長による委員会運営の活性化と委員長の心構えについてと、一般社団法人地方公共団体政策支援機構、渡辺太樹理事による委員会の活性化に向けた所管事務調査の強化についての講演を拝聴いたしました。

11月6日、国道163号整備促進協議会及び主要地方道宇治・木屋線改良推進協議会共催で、京都府知事及び京都府議会議長に面談し、道路の整備等の要望をしてまいりました。

11月12日、東京都におきまして、第69回町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神の原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちあふれた町村の実現を期するために、全国の町村議会の総意を結集してまいりました。

また、同日には京都府選出の国会議員と、京都府町村議会議長との意見交換を通じ、相互の理解、認識を深めるとともに、今後の町村自治のさらなる振興に資することを目的に、国政懇談会が開催されました。

11月17日には、京都府内15市町村からなる山城地区議長連絡協議会の副会長として、会長の宇治市議会議長及び幹事の長岡京市議長と共に、京都府選出の国会議員並びに国土交通省に赴き、地域経済の活性化、産業振興や防災減災対策、教育・福祉の充実の実現に向けた要望を行いました。

また、翌18日には古川京都府副知事をはじめ、総合政策環境部、岡本部長、建設交通部、山本企画調整理事兼副部長、教育委員会、大路教育次長、京都府議会、荒巻議長、山城広域振興局、古澤局長をそれぞれ訪問し、要望を行いました。

11月19日、京都市内におきまして、内外情勢調査会京都支部懇談会が開催され、出席いたしました。西脇京都府知事による講演を拝聴いたしました。

11月21日には、京都府与謝郡伊根町を訪問し、笠置町より先駆けて実施されているオンデマンドタクシー事業及びタブレットを活用した行政情報配信システム事業について視察を行いました。これらの事業については、笠置町でも実施または実施を予定されていますが、住民の皆様の生活に反映できるよう、今回の視察研修で得た知識や情報を活用してまいります。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

また、質疑につきましては、本日提案を予定しています議案に対する発言通告書の提出はありませんでした。したがって、質疑がある場合は挙手によって行ってください。

質疑は、全ての議案に対して、同一議員につき、同一の議題に対して3回までですので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和7年第4回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中で御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、インフルエンザが猛威を振るっており、京都府内においても警報が発令されています。町民の皆様におかれましては、帰宅時の手洗いや室内の加湿、十分な休養とバランスのよい食事など、感染予防の徹底を心がけていただきますようお願い申し上げます。

また、全国的にも熊の被害が多発しており、京都府南部地域におきましても目撃情報が相次いでおります。本町での出没というところは確認はされておりませんが、例えば生ごみの出し方や山中へ立ち入る際には周囲に十分御注意をお願いいたします。また、万が一、熊を目撃された場合には、直ちに役場のほうまで御連絡いただきますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会以降の行政報告を申し上げます。

まず、12月8日より、笠置町におきまして南山城村で運行されております公共ライドシェア、村タクのエリアを拡大した実証運行がスタートいたしました。そして、これに先立ち行われました運行開始式典には、寒冷の候、全議員の皆様にご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

この村タクは、利用したいときに自宅の玄関先から目的地まで移動が可能なデマンド交通でございます。誰もが移動しやすいよりよい公共交通の実現を目指し、南山城村、京都府をはじめ多くの関係者の皆様の御協力を得て、無事にスタートすることができました。

利用料金につきましては、笠置町内の移動がお一人300円、南山城村への移動がお一人500円、JR木津駅までの移動が1台につき3,000円となりますが、来年1月末までの期間はアンケートに御協力いただくことで乗車料金が無料となります。ぜひとも多くの町民の皆様の御利用をお願いいたします。

なお、利用方法等の詳細につきましては、12月に全戸配付いたしましたチラシを御覧いただくか、役場・希望のまち推進課までお気軽にお問合せをください。

次に、笠置町の冬の風物詩として親しまれておりますKASAGI鍋フェスタについての御報告になります。

誠に残念ながら、本年度の開催は見送ることといたしました。開催を心待ちにされていた町内外の多くの皆様には深くおわびを申し上げます。

今回開催を見送るに至った主な理由として、従来の運営方法では多くのボランティアの方々の多大な労力を御負担いただいているにもかかわらず、町民の皆様への還元や経済的な恩恵が非常に限定的であるという課題がございます。

また、役場内の職員体制として、現在、全世帯へのタブレット配付、村タクの実証運行、庁内電算システムの標準化対応、さらには将来にわたる安定的な簡易水道事業のための経営戦略改定など、町の未来に関わる重要な取組が一斉に進行しています。こうした状況におきまして、イベント開催に向けた十分な職員体制を確保することが困難な状況でもございます。

今後のイベント開催に当たりましては、町民の皆様にしかりと経済的な利益をもたらすこと、そして多くの来場者の皆様に喜んでいただくこと、この両立が不可欠であると考えており、従来以上に町外の方にお越しいただき、末永く笠置町を愛していただける持続可能なイベントとなるよう、抜本的な見直しを行っていきたいと考えておるところでございます。

まずは、来春に向けて新しい形のイベントを検討しており、併せてキャンプ場を含めた笠置町全体の観光の充実につきましても鋭意準備を進めております。より魅力的な笠置町とするための準備期間として、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本町も参画しております伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村によるごみ処理の広域化の進捗について御報告いたします。

本事業では、本町からも住民代表の地域委員の方にも御参加いただき、約1年半にわたり広域化の在り方について検討を重ねてまいりました。このたび検討の結果をまとめた基本構想（中間案）についてパブリックコメントを実施したところでございます。その際、構想の内容が専門的で非常に難解であり、町民の皆様に対し十分な情報提供と御説明ができていなかったことも、こちらも深くおわびを申し上げます。

現在、本町を含む各市町村の住民の皆様からいただいた貴重な御意見を鋭意精査しており、1月下旬をめどに最終の答申を受ける予定となっております。その後参画に各市町村において最終的な意思決定に向けた検討を行ってまいり次第でございます。

最後になりますが、1つほほ笑ましい話題といたしまして、11月12日から12月3日にかけて計3回にわたり観光列車、はなあかりが関西本線で運行が行われました。この運行では笠置駅での乗降停車というのはございませんでしたが、多くの住民の皆様にも温かい歓迎をしていただきました。特に、2回目の11月26日の運行では、飛鳥路地区において笠置小学校の子供たちが横断幕や旗を振って歓迎をしていただいたところでございます。また、3回目、12月3日の運行では、笠置駅構内において笠置保育所の園児たちによるかわいらしい歓迎も行われたところでございます。これらの歓迎に対しまして、乗客の皆様、乗務員の皆様、そしてJR関係者の皆様にも大変喜んでいただき、この点では関西本線の活性化にも大きく寄与したものと感じております。

この取組は、本年5月に開催されました子ども議会において、子ども議員の皆さんから飛鳥路に駅をつくってほしいという提案に対し、みんなの力で駅をつくりましょうとお答えしたことへの大きな第一歩が踏み出せたものとも考えております。駅構内の改善も含め、今後とも町民の皆様と一丸になって地域の活性化にも取り組んでまいります。

以上、報告が長くなりましたが、本定例会に御提案を申し上げます案件は、議案案件、補正予算4件を含む13件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第49号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第49号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年8月7日に発出された人事院勧告に伴い、12月8日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。この改正により、給与表の改正、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定、通勤手当の改定を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第49号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について説明させていただきます。

ます。

先ほどの提案理由にもありましたように、今回の改正につきましては、8月に発出されました人事院勧告に伴う改正となり、給料表、期末勤勉手当、通勤手当それぞれの改正となります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

6ページは、第1条となりまして、こちらは令和7年4月1日に遡及して改正する内容となります。

第13条の通勤手当につきましては、第2項におきまして、第2項第2号のウ以降になります。片道10キロメートル以上の通勤距離に応じて区分ごとに増額となるものでございます。通勤距離は5キロメートルごとの金額が設定されているものになります。

次、8ページをお願いいたします。

8ページ、第18条の4につきましては、期末手当の項目となります。現行6月と12月それぞれ100分の125、年間の支給月数は100分の250という規定となっておりますが、改正は6月は100分の125のまま、12月は100分の127.5、年間252.5の改正となるものでございます。100分の2.5月分の支給月数が増えるということになります。

同じ条文の第6項でございますが、こちらは定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給月数となります。

続きまして、勤勉手当でございます。第18条の7ですが、ページめくっていただきまして、9ページをお願いいたします。

こちら(1)第1号におきましては、こちら6月、12月それぞれ100分の105を支給していたものを、6月はそのままの100分の105、12月は100分の107.5、年間100分の212.5と100分の2.5月分が増えるというものになります。

別表第2といたしまして、第5条で行政職給料表の改定を行われておりますが、新旧対照表では省略させていただいております。3ページから5ページに掲載しておりまして、おおむね3.3%の改定率というふうな提示となっております。

続きまして、10ページでございます。

第2条におきまして、こちらは令和8年4月1日から施行するものとなっております。

先ほど第1条におきまして改定いたしました期末手当、第18条の4を先に説明させていただきます。

期末手当、先ほどは6月と12月それぞれ支給月数が違っておりましたが、これを6月、12月それぞれ均等に振り分けまして100分の126.25、年間の支給月数は変わりませんが、均等に振り分けられるものとなっております。

第6項におきましては、再任用短時間勤務職員に係る支給月数の改定となり、こちらも均等に割り振るものとなります。

11ページをお願いいたします。

こちらは勤勉手当、第18条の7で勤勉手当の改定となります。こちらも期末手当と同じく6月、12月それぞれの支給月数を均等に振り分け、それぞれ100分の106.25を支給するというもので、年間の支給月数の変更はございません。

同じく第2号は、再任用短時間勤務職員の勤勉手当となります。

戻っていただきまして、宿日直手当、第18条の2ですが、現行4,400円となっていたものを4,700円に増額するものです。また、年末年始の閉庁日におきましては、その勤務に4,700円を加算するというもので、こちらにつきましては、職員が宿日直に当たる場合の金額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第49号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

議案第49号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の者は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第49号、笠置町職員の給与に関する

条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第5、議案第50号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件、日程第6、議案第51号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件の2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第50号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件、議案第51号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件の2件について、一括して提案理由を申し上げます。

仕事と生活の両立支援の拡充に基づき、育児時間の多様化や育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関し、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されました。

第50号では、妊娠・出産を申し出た職員への意向確認等の規定を追加し、第51号では、部分休業に関する規定を整理するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第50号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件と議案第51号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

本2件の議案につきましては、仕事と生活の両立支援の拡充に対応するため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことに伴う改正となります。

まず、議案第50号につきまして説明させていただきます。

新旧対照表で説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

改正後（案）、第15条の3、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等、この項目が新設されております。第1項におきましては、妊娠を申し出た職員に対する出生児の両立支援制度等を、ページめくっていただきまして、第2項におきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期の両立支援制度等の情報提供、また利用に係る意向確認等の措置等を規定するものでございます。

この第15条3の新設に伴いまして、第15条介護休暇の項目番号の引用条文の改正、それから5ページにあります第15条の4と条ずれの文言整理を行うものでございます。

続きまして、議案第51号について、こちらも新旧対照表のほうで説明させていただきます。

4ページのほうをお願いいたします。

第7条につきましては、引用条文の整理を行っております。

ページめくっていただきまして、第17条になります。現行の第17条の部分を第17条と第17条の2の分割された条文に変更されるものでございます。

改正後（案）の第17条におきましては、第1号部分休業といたしまして、こちらは現行の1日につき2時間を超えない範囲内で取得する部分休業を第1号部分休業として、その承認についての規定となっております。

6ページ、新たに第17条の2を新設するもので、こちらは1年に10日相当の勤務時間を1時間または1日を単位として取得ができるという部分休業を、第2号部分休業としての承認を規定しているものでございます。

続きまして、7ページでございます。

第17条の5が新設されておまして、この部分休業の取得期間の整理でございます。すみません、第17条の5は条例で定める特別の事情というところになります。

すみません、ちょっと飛んでしまいました、申し訳ないです。6ページ下段に戻っていただきまして申し訳ないです。第17条の3でございます。部分休業の1年と規定している期間の規定でございます。この1年の期間は、4月1日から翌年の3月31日までが取得の可能な期間とするものでございます。

続きまして、第17条の4でございます。6ページから7ページにかけてですが、この第2号部分休業の取得時間の上限を算定しております。

第1号では、非常勤職員以外の職員、通常の正規職員でございますが、77時間30分ということで、1日の勤務時間7時間45分の10日分に当たる時間数となっております。

第2号におきましては、非常勤職員ということで、非常勤職員の1日の勤務時間、こちらは例えば7時間であったり6時間であったりというものがございますので、その10日相当に当たる時間数が上限の部分休業の時間となるという規定になります。

第17条の5では、部分休業の取得形態を変更できる特別の事情を規定しております。配偶者の入院や別居等、それが特別の事情であるというふうな規定となります。

第18条につきましては、部分休業している職員の給与の取扱い、それから第19条では、部分休業の承認の取消し事由でございますが、こちらは文言整理を行うものとなっております。

す。

第50号、第51号ともに公布の日からの施行となります。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第50号の質疑を行います。本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第50号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第50号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件の質疑を行います。本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号の笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第51号の笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第51号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第7、議案第52号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第52号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号の一部改正に伴い、市町村が行う乳児健康診査の結果を利用して健康状態を確認するときは、家庭的保育事業者等が健康診断の実施を省略できることになりました。また、家庭的保育事業者等における記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことを可能にするなど所要の改正を行うものでございます。

施行日は公布日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第52号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について御説明させていただきます。

新旧対照表で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず、目次ですが、新たに第6章、雑則（第49条）を追加しております。

第6条、保育所等との連携におきましては、4ページにおいて文言等の整理をさせていただいております。

4ページ下段の第12条、虐待等の禁止では、児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が新設されることに伴い、従来の第33条の10各号を、第33条の10第1項各号に改め、引用対象が第1項であることを明確にしております。

5ページをお願いいたします。

第17条、利用乳幼児及び職員の健康診断、第2項におきまして、第1項で利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断等は学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うと定める健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を新たに追加する改正となっております。

従来は児童相談所等での利用開始前の健康診断が実施されている場合のみだったものが、新たに乳幼児に対する母子保健法に基づく健康審査が行われている場合も追加となっております。

第49条、電磁的記録におきましては、記録方法の見直しでございます。家庭的保育事業者等及びその職員は記録、作成のうち、本条例の規定により書面で行うこととされているもの、または想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができるというものでございます。

なお、本条例の施行期日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第52号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第52号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第52号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第8、議案第53号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第53号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第63号

の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第53号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について説明させていただきます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

第12条、虐待等の禁止では、第33条の10各号を、第33条の10第1項各号に改正しております。

議案第52号でも御説明させていただきましたが、これは児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴いまして、引用対象が第1項であるということを明確にしているものでございます。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第53号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第53号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第53号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第9、議案第54号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第54号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、虐待等の禁止に関する規定について認定こども園等の対応に関する文言が追加されました。また、特定教育・保育施設等が行う電磁的記録による書面の作成等及び電磁的方法による同意の取得等を可能にするなど所要の改正を行うものでございます。

施行日は公布日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第54号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について御説明をさせていただきます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

まず、目次でございますが、新たに第4章、雑則（第53条）を追加しております。

ページ飛びまして、10ページをお願いいたします。

第53条、電磁的記録等でございます。本条の規定は、特定教育・保育施設等が作成、保存等を行うものや教育・保育認定保護者との間の手続に係るもので、書面等によることが規定されているものについて、この第53条を追加することにより包括的に電磁的記録、電磁的方法による対応を可能とするものでございます。これまでも電子情報処理としての記載はございましたが、この追加によりまして、戻りまして、5ページをお願いいたします。

5ページ下段の第5条第2項から6ページ、7ページに及びます第2項から第6項で特定教育・保育施設では、利用申込みの際の説明時に交付する文書について電磁的方法ができることと定めておりましたが、このことが不要となりましたので、この第5条第2項から第6項を削除しております。

次に、9ページをお願いいたします。

また、9ページの第38条第2項において、特定教育・保育施設を特定地域型保育事業者

と読み替える規定でございましたが、同様に第53条が追加されたことにより読み替えることが不要となりましたので削除いたしております。

ページ戻りまして、8ページをお願いいたします。

第25条、虐待等の禁止でございます。特定教育・保育施設の職員が教育・保育給付認定子どもに対して行ってはならない虐待等の禁止行為につきまして、幼保連携型認定こども園の職員及び幼稚園である特定教育・保育施設の職員の場合の禁止行為を追加しております。

また、次に、9ページでございます。

第42条、特定教育・保育施設等との連携、第6項でございます。第1項第3号の当該地域型保育事業者が保育の提供を終了する際、満3歳未満で当該保育を受けている子どもについては、当該子どもの保護者が希望すれば連携施設で引き続き受け入れ、教育・保育を提供するという規定を適用しないことができることに、町長が利用調整を行う際、特定地域型保育事業者による保育が終了する満3歳未満の保育認定子どもを優先的に扱い、保護者の希望に基づいて教育・保育給付認定を行うなど、引き続き提供されるよう措置を講じる場合が追加されたものでございます。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第54号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第54号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第54号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第10、議案第55号、笠置町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第55号、笠置町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法において、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和8年度から全国の自治体でも実施されます。事業を実施するには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準を基に条例で定めることが必要であることから、本条例を制定しようとするものでございます。

施行日は令和8年4月1日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第55号、笠置町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について御説明させていただきます。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和8年度から全国の自治体で実施が義務づけられました。こども誰でも通園制度は、保育所等に通園していない零歳6か月から満3歳未満の子供を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる制度で、町は国の示す設備及び運営の基準を基に実施事業者に対して認可を行う必要があるため、本条例を制定するものでございます。

まず、1ページをお願いいたします。

本条例は、3章、27条で構成しております。

第1章は総則で、第1条では本条例の趣旨を、第2条では条例上の用語の定義を定めております。

第3条では、乳児等が健全に育成されることを保障するため、最低基準を定める目的を規定しております。

第4条、第5条では、乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないなど、事業者の責務及び一般原則について定めております。

2ページをお願いいたします。

中段で、第2章第6条から第26条では、乳児等通園支援事業者が整備しなければならない設備及び運営に関する基準について定めております。

第6条では、非常災害に備えて必要な設備の基準と訓練の実施義務を、第7条では、安全計画の策定の義務を定めております。

3ページでございます。

第8条では、活動等において自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に利用乳幼児の所在の確認義務について定めております。

第9条では、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件等を規定し、心身ともに健康で人間性と倫理観があり、児童福祉事業に熱意があり訓練を受けた者でなければならないことを、第10条では、職員の知識及び技能の向上について定めております。

第11条では、保育所等と他の社会福祉施設等を一体的に実施する場合の設備及び職員の基準を定めております。

4ページをお願いいたします。

第12条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第13条では、虐待等の禁止について定めております。

第14条では、利用乳幼児の使用する設備、食器または水質についての衛生管理義務や職員に対する研修並びに予防及び訓練の実施義務など衛生管理等について定めております。

第15条では、食事提供について定めております。

第16条では、乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針など事業所の内部規定の作成義務について定めております。

5ページでございます。

第17条では、乳児等通園支援事業者に備える帳簿について定めています。

18条では、守秘義務の遵守について定めております。

また、第19条では、乳児等通園支援事業者の利用乳幼児、またその保護者等からの苦情等への対応について定めてございます。

第20条では、乳児等通園支援事業の運営形態は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の2類型とすることなど区分について定めております。

6ページをお願いいたします。

6ページから9ページにかけての第21条から第24条では、一般型乳児等通園支援事業に係る規定で、第21条では、事業所の設備の基準について定めております。

8ページ、第22条では、従事する職員について、9ページ、第23条では、乳児等通園支援の内容について、第24条では、利用乳幼児の保護者との連絡について定めております。

第25条、第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業に係る規定で、第25条では、事業所の設備及び職員の基準について、保育所、幼保連携型認定こども園等の施設または事業所の区分ごとに定めてございます。第26条では、一般型乳児等通園支援事業に係る規定を準用する旨の規定をしております。

それから27条では、本条例において書面で行うことが規定または想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

以上で説明は終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第55号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

乳幼児等通園支援事業とは、保育所その他の内閣府令で定める施設において行う事業で、第2条第2項では、乳幼児または幼児への遊び及び生活の場の提供並びに当該保護者への援助ということですが、どのような提供、援助をされるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

こども誰でも通園制度を利用いたしますと、子どもにとっては家庭と異なる経験や地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られるのではないかとというふうに考えております。また、保護者にとっては地域の様々な社会資源につながる契機となり、これにより様々な情報や人とつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会資源を活用しやすくなるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

第4条第3項で、町長は乳幼児等通園支援事業に対して勧告することができると規定されておりますが、どのような勧告をされるのか、どういった形でされるのかということと、保育所以外にその他の内閣府令で定める施設があるのか、そのあたりの説明をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第4条でございますが、最低基準と乳児等通園支援事業者について定めております。これは、乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないという規定と、また最低基準を理由に現在の設備及び運営を低下させてはならないということ、それから第3項では、利用乳幼児の保護者等から意見を聞いて、乳児等通園支援事業者に対して設備及び運営を常に向上させるよう勧告できるものということでございますので、まず事業が始まりましたら、そういった最低基準についての保護者からの意見を聞いて、町長のほうはその事業者に対していろいろと勧告ができるということでございます。

それからもう一つ、保育所等以外の事業者はあるのかということですが、現在、笠置町内におきましては、そういった事業者はございません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それと、保育所についても何か勧告とかされるのか、そのあたりと、第5条第4項では、定期的に外部の者による評価を受けてとありますが、こういった方に評価をしていただくのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育所においても、保育所自体は笠置町がやっておりますので、事業実施主体となっておりますので、勧告と言いますか、最低基準を低下させないように町としてやっていくものだというふうに理解しております。

それから外部評価を受ける者については、既存の子どもに関する会議、今、子ども・子育て計画を策定するための委員会等を開いておりますが、そういった委員会において評価を受けるのがいいのかなというふうに、今現状では考えております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、笠置町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例制定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第55号、笠置町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第55号、笠置町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第11、議案第56号、笠置町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第56号、笠置町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業、いわゆる子ども誰でも通園制度が創設され、令和8年度から新たな制度により全国の自治体で実施されます。乳児等通園支援事業の対象施設であることを確認する際の基準については、国が定める基準を基に条例で定める必要があることから、本条例を制定しようとするものでございます。

施行日は令和8年4月1日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第56号、笠置町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について御説明させていただきます。

乳児等通園支援事業の実施に伴い、同事業の設備及び運営に係る基準を定める条例を議案第55号で提案、可決いただいたところでございますが、改正後の子ども・子育て法における乳児等のための支援給付として、国において令和8年4月から全国の自治体で実施されます。本給付制度に係る事業を行う事業者、特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づ

く認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められております。この運営に関する基準を満たしていることの確認は、国が定める基準を基にして市町村が定める条例により行うこととされております。

このたび当該条例に関し、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本町においても同基準を踏まえ、本条例を制定するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

本条例は、3章、33条で構成しております。

第1章は総則で、第1条は本条例の趣旨を、第2条では全ての子どもが健やかに成長できる適切な環境を等しく確保することなどの一般原則を定めております。

2 ページをお願いいたします。

第2章の第3条から第32条では、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めております。

第3条では、利用定員に関する基準を定めております。

第4条では、最初に通園支援を提供するときに、子どもの養育環境などを把握するために面談を行うことを、第5条では、正当な理由のない提供拒否の禁止についてを、3ページでございます。第6条では、市町村が行うあっせんや要請に対し、できる限り協力しなければならないことなどを定めております。

第7条では、利用申込みを受けた後、受給資格等の確認をすることを、第8条では、乳児等支援給付認定を受けていない保護者からの利用申込みがあった場合は、認定の申請が行われるよう援助することを、第9条では、通園支援の提供に当たっては、養育環境の把握について定めております。

第10条では、認定こども園や幼稚園等の特定教育・保育施設等との連携を、第11条では、通園支援を提供した際には、提供した内容などの記録について定めております。

第12条では、事業者は法定代理受領を受けない場合等の特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領について、4ページ、第13条では、法定代理受領により支援給付を受けた場合の額に係る通知等について定めております。

5 ページでございます。

第14条では、特定乳児等通園支援事業者は、保育所保育指針に準じ通園支援の提供を行わなければならないことを、第15条では、定期的に外部評価を受け、常に改善を図るよう定めております。

第16条では、相談に適切に応じ必要な助言を行うことを、第17条では、通園支援の提供を行っているときに子どもに体調の急変等が生じた場合の保護者への連絡などの措置について定めております。

第18条では、不正な行為によって保護者が給付費の支給を受け、または受けようとしたときの対応を、6ページでございます。第19条では、特定乳児等通園支援事業者の目的及び運営の方針などの作成義務について定めています。

第20条では、支援事業所ごとの職員の勤務体制の確保等についてを、第21条では、利用定員の遵守について、第22条では、事業者の選択の判断や決定に役立つ情報をホームページなどにより誰でも閲覧できるようにしなければならないことを定めてございます。

7ページでございます。

第23条では、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、24条では、虐待等の禁止を、25条では、守秘義務の遵守について定めております。

26条では、事業者を選択できるよう通園支援の内容に関する情報提供を行うことについて定めております。

27条では、特定乳児等通園支援事業者等の利益供与等の禁止について定めております。

8ページでございます。

28条では、乳児等支援給付認定子ども等からの苦情等についての対応を、29条では、運営に当たっての地域住民との交流について定めております。

9ページでございます。

第30条では、事故発生の防止のための指針の整備等や発生時の対応について定めております。

31条では、通園支援事業の会計の区分を、また32条では、事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録の整備等について定めております。

それから9ページから10ページにかけての第3章、雑則、第33条では、事業者が作成、保存等を行うものや保護者との間の手続に係るもの、書面等によることが規定されるものについて、包括的に電磁的記録、電磁方法による対応を可能とすることを定めております。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第56号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、笠置町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第56号、笠置町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第56号、笠置町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第12、議案第57号、相楽中部消防組合同約一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第57号、相楽中部消防組合同約一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

相楽中部消防組合消防本部の庁舎移転に伴い、令和8年3月23日に相楽中部消防組合の事務所の位置を変更するため、本組合同約を改正するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第57号、相楽中部消防組合同約一部改正の件について御説明を申し上げます。

本改正は、相楽中部消防組合消防本部の庁舎移転に伴いまして、消防組合の事務所の位置を変更するため、組合同約を改正するものでございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

第4条、事務所の位置につきまして、現行の木津川市木津白口10番地2を、木津川市城山台9丁目1番地2に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、庁舎移転日の令和8年3月23日とします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第57号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号、相楽中部消防組合同規約一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第57号、相楽中部消防組合同規約一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第57号、相楽中部消防組合同規約一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第13、議案第58号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第58号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額19億2,554万7,000円に歳入歳出それぞれ483万円を追加し、合計を19億3,037万7,000円とするものでございます。

主な内容としましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増額及び自動火災報知機設備の修繕に係る経費等を計上しております。

また、歳入につきましては、ふるさと納税による寄附金額の増額を見込んでおり、また、国庫支出金の減額に伴い過疎対策事業債の借入れを増額しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第58号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件につきまして、歳入予算と総務財政課が所管いたします歳出予算について御

説明いたします。

予算書 8 ページを御覧ください。

1 款町税、1 項町民税で、個人の滞納繰越分 1 2 万 2, 0 0 0 円、法人税の法人税割 3 5 0 万 5, 0 0 0 円を計上しております。個人住民税の滞納整理、また確定申告による法人税の増額によるものでございます。

続いて、同款 2 項固定資産税で、滞納繰越分 1 0 0 万円を計上しております。こちらも滞納整理による増額でございます。

続いて、1 5 款国庫支出金、2 目国庫補助金、2 目民生費国庫補助金ですが、介護保険事業費補助金 1 5 万 4, 0 0 0 円を増額計上しております。介護報酬改定等に対応するシステム改修としまして、改修費用につきましては、電算システム管理事業で既に予算計上しており、今般、補助金額が確定したもので増額をしております。

また、同款同項 4 目土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金（道路分）を 6 3 2 万 8, 0 0 0 円減額計上しております。交付金額の決定によるものでございます。

次に、同款 3 項委託金、2 目民生費委託金で、人権啓発活動地方委託金を 3 万 5, 0 0 0 円減額しております。こちらも委託金額の確定によるものでございます。

続いて、1 6 款府支出金、2 項府補助金、1 目総務費府補助金で、京都府移住促進事業としまして 2 8 0 万円減額しております。本補助金につきましては、1 2 月以降の活用はないと見込まれるため減額をしております。

また、同じく京都府ふるさと応援交付金としまして 1 5 2 万 4, 0 0 0 円を計上をしております。前年度京都府が府内市町村に代わりまして受け入れたふるさと納税の受入額を基に府内市町村に還元される交付金額が確定しましたので増額計上をしております。

続いて、9 ページを御覧ください。

1 8 款寄附金、1 項寄附金としまして、一般寄附金及び指定寄附金合わせまして 5 5 7 万 7, 0 0 0 円を計上しております。1 0 月末時点で当初予算額より増額が見込めることから、現時点での見込額として増額計上しております。

次に、1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金としまして 1 3 2 万 3, 0 0 0 円を減額計上しております。財源確保により減額とするものでございます。

次に、2 0 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金として前年度繰越金を 2 8 3 万 8, 0 0 0 円増額計上しております。9 月定例会におきまして承認いただきました令和 6 年度決算に基づく繰越金でございます。

次に、21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金としまして185万円を増額計上しております。滞納繰越分の納税に伴い徴収する延滞金の増額でございます。

続いて、同款3項雑入、2目雑入で、相楽東部広域連合派遣職員負担金を825万4,000円減額計上しております。職員の派遣人数の減、また給与改定等も含め、令和7年度の人件費負担金が確定しましたので減額をしております。

続いて、22款町債、1項町債、4目土木債、1節過疎対策事業債としまして700万円増額計上しております。交付金の減額により財源振替をしているものでございます。

なお、ページ戻りまして、4ページを御覧ください。

第2表、地方債の補正につきましては、過疎対策事業債の増額により限度額の合計を1億1,790万円に補正しております。

続いて、歳出予算でございます。

11ページを御覧ください。

今回の人件費の補正につきましては、先ほど可決いただきました給与条例の改正にのっとり、令和7年8月に発出されました人事院勧告に準拠し、給料表の改定、期末勤勉手当の支給月数の改定等に基づき、第1条の部分でございますが、令和7年4月1日に遡及して支給するものでございます。

給料表の改定率はおおむね3.3%、期末勤勉手当の支給月数を年間4.6月から4.65月へ、また、通勤手当につきましては、条例改正で説明しましたとおり、通勤距離10キロ以上の職員について距離に応じた単価改正となっております。

主な補正の内容としましては、一般職の給与が約600万円、期末勤勉手当が約290万円、その他職員手当は約240万、共済費が約250万円、また会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当につきましても、職員の給料表に準じて増額となっております。

この分の特定財源につきましては、先日、普通交付税の再算定が行われるとの通知がありましたので、再算定された額が確定しましたら歳入予算の補正計上をさせていただく予定でございます。

以降、職員人件費についてのみ補正予算を計上しています事業につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、11ページ中ほどの1款議会費、1項議会費、1目議会費の広域行政事業で相楽東部広域連合負担金（議会費）を10万9,000円減額計上しております。同じく広域行政事業としまして、12ページの中段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で

連合負担金（総務費）を299万4,000円減額、また、15ページの中段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で連合負担金（民生費）を812万2,000円減額、また、20ページの下段、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費で連合負担金（教育費）を800万7,000円減額しております。

この減額の理由としましては、例年であれば相楽東部広域連合の予算につきましては年度末に専決処分をされ、不用額分を一旦出納閉鎖期間中に各町村に還付されることになっておりましたが、令和6年度につきましては専決処分がされなかったということにより、この決算におきまして確定された不用額が全額今年度の負担金で相殺することになったためでございます。

続いて、12ページの下段、2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費で基金管理事業としましてふるさとづくり基金積立金を557万7,000円増額しております。歳入で説明しました寄附金の増額に伴う積立金でございます。

最後に、20ページの中段、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費で相楽中部消防組合事業としまして、組合分担金を40万5,000円増額計上しております。人事院勧告による職員給与等の増額等により、令和7年度の分担金に変更が生じたためでございます。

総務財政課からは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 次に、参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） それでは、希望のまち推進課が所管いたします歳出補正予算について御説明申し上げます。

予算書の12ページから13ページにかけて御覧願います。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費でございます。企画費といたしまして、事項企画費トータルで367万1,000円の減額となっております。笠置いこいの館管理運営事業では、いこいの館の自動火災報知設備の受信機が経年劣化により支障を来し、交換が必要との消防署からの指摘も受けておりますことから修繕させていただくもので、396万円を増額計上しておりますほか、地域おこし協力隊事業では、協力隊の適任者が見つからないことから不用となりました11月までの分の報酬等合計148万1,000円の減額を、移住促進事業では、移住促進住宅整備事業として、移住時に住宅改修時に利用していただいております補助金等の利用見込みがなくなったため、550万円をそれぞれ減額しているものでございます。

その下に移りまして、ふるさと納税事業では294万円の増額計上をしております。これ

は歳入でもございましたけれども、10月末現在のふるさと納税の見込額が増額となっておりますため、ふるさと納税の納税業務代行業者に対する報償費等を増額するものでございまして、報償費といたしまして167万4,000円、返礼品の送料等としての通信運搬費22万4,000円、クレジットカードの決済手数料としての19万6,000円、返礼品付ふるさと納税代行委託料として73万7,000円、ふるさと納税の施設使用料として10万9,000円をお願いするものでございます。

続いて、予算書19ページを御覧願います。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、観光事業で42万3,000円を減額計上させていただきます。観光施設管理事業といたしまして、草刈業務で不用となりました委託料を減額するものでございます。

以上で、希望のまち推進課の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

私からは、税住民課が所管いたします歳出補正予算について御説明をさせていただきます。予算書の14ページを御覧ください。

2款総務費、2目賦課徴収費でございます。軽自動車環境性能割事務取扱費負担金について4,000円の増額補正を計上しております。この負担金の支出根拠ですけれども、前年度の軽自動車税環境性能割の振込額に対しまして、次年度に負担金の請求がございます。今年度の予算積算については、令和6年11月時点で支出見込額を算出してございましたけれども、見込み時点以降での振込が多くなっておりましたので、負担金額が見込額より増えまして今回の補正計上となったものでございます。

その次に、その下にあります2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費でございます。システム改修作業委託料といたしまして210万1,000円を計上しております。こちらは戸籍の共同親権に対応するためのシステム改修となっております。また、住基ネット機器導入委託料につきましては、156万2,000円の減額補正をしております。こちらは既に事業完了してございまして、事業の請負減ということで減額しております。

続きまして、次のページ、15ページを御覧ください。

3款民生費、1目社会福祉総務費でございます。ページ中ほどにございます繰出金事業、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして28万3,000円の予算計上をしております。こちらは電算の標準準拠システムへの移行に伴いまして国民健康保険関係の新たな帳票を作

成する必要がありましたので、そちらの経費を一般会計から繰出しをいただきまして対応するものでございます。

続きまして、予算書の17ページを御覧ください。

4款衛生費、2目し尿処理費でございます。本年10月よりし尿くみ取り手数料が10リットル当たり128円から143円に変更になりましたので、旧のくみ取り券をお持ちの方への還付をさせていただいております。当初の見込みより大幅な還付手続をしておりますので、今回増額補正するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管いたします歳出補正予算について御説明申し上げます。

予算書の15ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。社会福祉協議会補助事業で53万6,000円を計上いたしております。人事院勧告に伴う町の給与改定により増額するものでございます。

次に、福祉医療事業では、令和6年度補助金確定に伴い、未熟児養育医療費等国庫支出金返還金として2万7,000円を計上いたしております。

続いて、17ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。保健業務といたしまして6万8,000円を計上いたしております。これは令和6年度出産・子育て応援交付金の額確定に伴う国庫支出金返還金として計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼をいたします。

建設産業課が所管いたします歳出補正予算につきまして御説明させていただきます。

予算書17ページの中段を御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金で185万9,000円を増額計上しております。内容につきましては、簡易水道事業への負担金28万9,000円、同じく補助金157万円でございます。

次に、20ページを御覧ください。

7 款土木費、2 項道路橋梁費につきましては、歳入予算で説明したとおりでございます。
以上でございます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長から発言の申出がありましたので、これを許します。総務
財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

先ほど歳入の説明の中で誤った説明がありましたので、訂正をさせていただきます。

9 ページでございます。

20 款繰越金におきまして、9 月定例会において承認いただいたと説明をいたしましたが、
当該部分を訂正させていただき、令和6年度決算に基づく繰越金という説明のみにさせてい
たいただきます。申し訳ございませんでした。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入歳出ともに1 款ごとに質疑を行
います。

まず、歳入の質疑を行います。

1 款町税の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで1 款の質疑を終わります。

次に、15 款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありますか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

2 項国庫補助金の4 目土木費国庫補助金で6 3 2 万8, 0 0 0 円が減額をされております。

この理由について説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 誰ですか。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当初に上げさせていただいていました補助金につきましては、当初4月の時点でこちらの
ほうから申請をさせていただいておる交付率に基づいて、こちらが要望している額で上げさ
せていただいておりますが、それが国の予算の全体で交付金を決められると
いうことで割り落とし、見込んでいた交付金より決定額が少なくなってしまうというこ
ろでございます。事業費につきましては、当初予定していた事業費そのまままだ計上させ
ていただいております。今後、交付金の充当率もありますので、精査しながら所管課のほう
で進めていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

当初予算というのは、その見積りなんですけれども、これやっぱり632万8,000円を今時点で減額されるというのは、かなり大きなウエートを占めていると思うんですね。そのあたりもっと的確に予算見積りをされて計上していただきたいと思います。

これ単純にこの補助金を減額して起債のほうを増やしているような補正予算に見えてしまうわけです。幾ら過疎債が優位な起債だと言いながら、7割しか財源の補填がないわけですよ。ですから、単純に言って3割が損するというか、そういった予算にもなりますので、そのあたりをちゃんとこれから精査していただいて、見積りのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員の御指摘にもありました交付金減額したからといって、地方債、過疎対策事業債のほうの借入れをするということで、おっしゃっていただきましたように、7割の交付税措置があるけれども、一般財源3割は持ち出しということで、これから事業を進めていただく中で過疎対策事業債のほうの借入額についても精査をしていきたいというふうに思っておりますが、今協議をしている段階でございます。近年、過疎地域がかなり増えてきている状況にありまして、協議の段階で借入額の限度額というのをかなり絞られている状況になってきております。一般財源を充てる部分については、まず全額協議をさせていただきたいということで今回予算のほうには計上させていただきましたが、議員御指摘いただきましたとおり、実際借入れのときになりましたら、できるだけ精査させていただけるように原課と相談しまして進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで15款の質疑を終わります。

次に、16款府支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで16款の質疑を終わります。

次に、18款寄附金の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

18款寄附金、一般寄附金で390万4,000円の増、指定寄附金で167万3,000円の増ということですが、この内容について御説明いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

これはふるさと納税、個人のほうからの納税額を想定いたしておりまして、現状10月末までの収入、寄附の状況を見まして、年度末までで約1,100万の個人様からのふるさと納税が入ってくると見込みまして計上させていただいているものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

個人からの寄附ということなんですけれども、そしたら指定寄附金、こういったものに寄附金が集まっているのか、そのあたり説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） ただいまの由本議員からの御質問でございます。

項目が分かれておりまして、歴史・文化関係では約180万円、交流基盤の関係では約6万円、子供関係では96万円、健康長寿では約1万円、その他ということで140万円ほど頂いておるものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで18款の質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで19款の質疑を終わります。

次に、20款繰越金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで20款の質疑を終わります。

次に、21款諸収入の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

1目の延滞金の185万円が増額補正をされておりますが、この増額についての内容を説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

延滞金の関係でございますけれども、さきにあります町税の関係、こちらのほうで滞納繰越分のほうが入ってまいりました。それに付随する形で延滞金が入ってきておりまして、実際にはちょっと大口滞納者の方が資金調達をされまして、ある程度まとまった税金が納まったものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そしたら、どういった税とかいうことは言えますかね。お願いします。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

補正予算でも上がっておりますとおり、個人の住民税、また固定資産税をメインに入ってきているものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで21款の質疑を終わります。

次に、22款町債の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで22款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

まず、1款議会費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで1款の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

14ページの戸籍住民基本台帳費で、システム改修の作業委託料が210万1,000円

ということです。これどうして今の時期にこういった増額補正をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

こちらのシステム改修作業委託料210万1,000円でございますけれども、改正そのものは以前にあったものでございますけれども、共同親権に係る分のシステム改修になるわけですけれども、それが本年度に入りましてからそのシステム改修の内容というのが定まりましたので、このタイミングでの補正予算という形になっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで2款の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで3款の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで4款の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで5款の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで6款の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで7款の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで8款の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで9款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。これで議案第58号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、令和7年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第58号、令和7年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第58号、令和7年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第14、議案第59号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 議案第59号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出総額が2億540万2,000円に歳入歳出それぞれ28万3,000円を追加し、総額を2億568万5,000円とするものです。

昨月に実施いたしました標準準拠システムへの移行に伴い、必要となる帳票印刷に要する経費の増額により補正するものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

議案第59号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件について御説明いたします。

今回の補正では、標準準拠システムへの移行に伴いまして新たに帳票を作成する必要がありますので、印刷製本費を増額する内容となっております。

歳出より御説明させていただきますので、予算書の最終ページ、8ページを御覧ください。

1款総務費、一般管理費でございます。こちらが標準準拠システム移行に係る帳票作成費用として増額補正をしている費目となっております、28万3,000円を計上しております。こちらの財源として補正計上しておりますのが一般会計繰入金でございます、予算書では前のページ、7ページに記載しております。6款繰入金、一般会計繰入金として歳出補正額と同額の28万3,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。これで議案第59号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第59号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第59号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第15、議案第60号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第60号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出総額が2億9,684万6,000円に歳入歳出それぞれ359万5,000円を追加し、総額を3億44万1,000円とするものでございます。

人事院勧告に基づく給与改定に伴う職員人件費や基金積立金等の増額により補正するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第60号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について御説明を申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

初めに、歳出予算について御説明いたします。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査会委託負担金、認定審査会委託事業では、負担金予定額の増に伴い9,000円を計上させていただいております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費で4万3,000円を、また3項の包括的支援事業・任意事業、1目一般管理費で103万1,000円計上しておりますものは、人事院勧告に基づく給与改定による職員人件費増額分でございます。

9ページをお願いいたします。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金で251万2,000円を計上いたしております。これは、年度末にこの金額の基金積立てを予定しております。

次に、歳入予算について御説明させていただきます。

予算書の7ページをお願いいたします。

まず、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、令和6年度の実質収支額の残額を前年度繰越金として961万円を計上、また、それに伴いまして7款の繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金を601万5,000円減額いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

基金積立金で251万2,000円が増額補正をされております。この金額のその根拠、内容について説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、歳入予算で繰越金961万円を計上させていただいております。その関係で、まずは介護準備金の繰入金を601万5,000円の減額、それから人事院勧告に伴う給与の増額等の費用を差し引いた残りの金額の251万4,000円を基金積立金として今回計上させていただいたものでございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そしたら、この基金というのは今後どういう使い方をされるのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

基金につきましては、介護保険に係る保険給付に要する費用の不足等が生じた場合、また経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合には、この基金を使わせていただきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。全体の質疑を終わります。これで議案第60号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第60号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第60号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第16、議案第61号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第61号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の収益的収入既決予定額9,563万6,000円に収入予定額154万円を追加し、収益的収入予定総額を9,717万6,000円といたしまして、収益的支出既決予定額を9,748万4,000円に支出予定額224万1,000円を追加し、収益的支出予定総額を9,972万5,000円とするものです。

人事院勧告に基づく給与改定等に伴う職員人件費の増額により補正するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 議案第61号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算

(第2号)の件について御説明いたします。

予算書の10ページを御覧ください。

収益的収支から御説明させていただきます。

1款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、水道使用料金の超過分におきまして、水道使用料の減少に伴いまして31万9,000円を減額計上させていただいております。

続きまして、1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計負担金におきまして、職員1名分の児童手当と利子確定分に伴いまして28万9,000円を増額計上させていただいております。

続きまして、同款項の3目他会計補助金におきまして、人事院勧告に基づく給与改定に伴いまして一般会計補助金(人件分)と利子確定分に伴いまして157万円を増額計上させていただいております。

次に、収益的支出について御説明させていただきます。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目業務費、報酬、会計年度任用職員の報酬におきまして、出勤日と残の残り分を精査しました結果、60万1,000円が不用となりましたので減額計上させていただいております。

続きまして、同款項目の給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額、退職給付費、負担金におきまして、人事院勧告に基づく給料等に伴いまして、3目業務費全体で224万3,000円を増額計上させていただいております。

続きまして、1款簡易水道事業費用、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費におきまして、企業債利息が確定いたしましたので、企業債利息で2,000円の減額補正をさせていただいております。

次に、11ページを御覧ください。

資本的支出について御説明させていただきます。

1款資本的支出、2項固定資産購入費、1目有形固定資産購入の機器及び装置購入におきまして、標準化に伴いましてパソコン1台を購入予定でしたが、既存のパソコンで対応できることが判明いたしましたので、1台分購入不要となりましたので70万1,000円を減額計上させていただいております。以上でございます。

議長(西 昭夫君) これから質疑を行います。本件は収入と支出に区切って質疑を行います。まず、収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで支出の質疑を終わります。

最後に、収入支出を通じて全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。これで議案第61号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第61号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第61号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月22日午前10時から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後0時07分